高速カラー印刷機賃貸借仕様書

１　件名

高速カラー印刷機賃貸借

２　賃貸借期間

　　令和6年4月1日～令和12年3月31日（72ヶ月）

　（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による6年間の長期継続契約）

３　納入台数

　　１台

４　納入期限

印刷機の搬入、設置は双方協議の上、期日等を決定するものとする。

５　納入場所

　　船橋市東船橋4-14-22　（公社）船橋法人会

６　賃貸借機器

賃貸借機器の仕様は別表納入機器仕様書のとおりとする。

７　支払方法

　指定口座へ振込

８　入札金額

　７２ヶ月（６年）のリース料率により賃貸借料を算定し、１ヶ月分の賃貸借金額を入札金額（消費税抜き）とする。

９　賃貸借に含まれる費用

　　高速カラー印刷機本体、付属品、保守・サービス。

10　特記事項

機種に関して、同等以上の見積りを行う場合は、事前に担当者への申し出を行い、同等品以上と証明ができるもの（カタログ等）を提出し承認をうけること。

11　個人情報の保護について

　　推奨する個人情報保護に関するセキュリティ機能について、詳細を文書で（公社）船橋法人会に提出すること。

12　入札に関する特記事項

　　特になし。

（　別　表　）

納入機器仕様書

1. 印刷機の構成及び機能

印刷機の構成及び機能については、次に掲げるもの又は同等品以上のものであること。

なお、印刷機は、中古品、新古品、再生機は不可とする。

1. 本体及び付属品
   1. 印刷（本体・スキャナー・ORオフセットステープル排紙付き）

ア　プリント方式　　　　　インクジェット方式

イ　解像度　　　　　　　　300dpi（主走査方向）×300dpi（副走査方向）

ウ　用紙サイズ　　　　　　最大A3W相当～ハガキサイズ相当

エ　プリント領域　　　　　片面時310㎜×544㎜　両面時310㎜×454㎜

オ　プリント機能　　　　　自動両面機能を有すること

カ　自動原稿送り装置機能　自動原稿送りが可能であること

キ　ファーストプリント　　データ処理終了から排出完了までの時間は、5秒

　　　　　　　　　　　　　以下であること

ク　ウォームアップ時間　　2分30秒以下（室温23℃）

ケ　複写倍率　　　　　　　50％～200％

コ　印刷速度　　　　　　　モノクロ・カラー共に、A4横　片面：120枚/分

　　　　　　　　　　　　　A4横両面：60枚/分

サ　連続プリント可能枚数　1,000枚以上

シ　給紙サイズ　　　　　　最大A3W相当～ハガキサイズ相当

ス　プリント用紙の厚さ　　給紙台　46～210ｇ/㎡

フロント給紙トレイ52～104ｇ/㎡

セ　用紙の種類　　　　　　封筒への印字が可能であること

ソ　排紙容量　　　　　　　フェイスダウン排紙トレイ　500枚

* 1. 環境対応 本体：グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関

する法律）の特定調達品目の判断基準に適合していること

インク：容器は回収システムが確立していること

* 1. その他

ア　ディスプレイ　　　　　カラータッチパネル

イ　電源　　　　　　　　　AC100V　11.2A以上

ウ　消費電力　　　　　　　最大1.100W以下、稼働準備時：95W以下

　　　　　　　　　　　　　　　　　　省電力モード時：93W以下

　　　　　エ　稼働音　　　　　　　　動作音68db以下

　　　　　オ　オプション装備　　　　スキャナー、スキャナースタンド、

　　　　　カ　機械使用時寸法（幅×奥行×高さ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　オプション装備の状態で、1,185（W）×1,325（D）×1,315（H）㎜以内であること（スキャナー・ORオフセットステープル排紙取付時）

　　　　　キ　インク供給方式　　　　全自動（1,000ml／本）であること

　　　　　ク　メモリ容量　　　　　　4GB以上

　　　　　ケ　HDD　　　　　　　　 容量500GB以上（使用可能領域：約430GB）

　　　　　コ　インターフェイス　　　Ethernet：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T

　　　　　　　　　　　　　　　　　　2ポートUSB2.0　1ポート　USB3.0　2ポート

　　　　　サ　対応プロトコル　　　　TCP/IP、HTTP、HTTPs（TLS）、DHCP、ftp、lpr、IPP、SNMP（SNMPv1）、Port9100（RAWポート）、IPv4、IPv6、IPSec（IKWv1）

　　　　　シ　対応OS　　　　　　　 Windows

1. 保守及びサービスの内容

高速カラー印刷機を複写機、プリンタ等として使用するための消耗品（用紙、インク

を除く）及び部品の供給・回収、保守点検その他必要なサービスとする。

1. 高速カラー印刷機を複写機、プリンタ等として使用するために必要となる備品及び作業は無償とすること。
2. 運用に必要なマニュアル及び資料は、最低1部提供するとともに、常時良好な状態を保つため、精通したカスタマエンジニアによる十分な保守が図れること。
3. 消耗品及び部品は、すべて設置業者が供給・回収すること。なお、消耗品及び部品の在庫管理を行い、在庫切れが生じないよう円滑に供給するとともに、使用済消耗品及び部品の回収を行うこと。
4. 高速カラー印刷機が常に正常な状態で稼働するよう定期点検(2か月に1回以上)

を実施するとともに、不良個所が見つかった場合はもちろん、それ以外の場合でも積極的に部品の交換を行い、故障の防止に努めること。

1. 消耗品及び部品の供給は、設置業者による定期点検又は（公社）船橋法人会からの申し出に基づいて行うこと。
2. 高速カラー印刷機は故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに修理担当者を派遣して、正常な状態に回復させること。直ちに正常な状態に回復できず、使用課の業務支障をきたす場合は、代機を納入すること。ただし、（公社）船橋法人会の指示により修理を着手する時間を遅らせることがある。

組合から修理を請求する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として平日（月～金）8時30分から17時15分までとし、修理の請求後、保守サービスに着手する時間帯内であれば、可能な限り早急に修理に着手するものとする。

ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での保守対応を検討する。

1. 設置業者は、点検、修理等の状況を把握するもの（保守統括者）を1名選任し、

契約締結後、速やかにその氏名等を（公社）船橋法人会に報告すること。

なお、変更があった場合も同様とする。

1. 印刷機の点検・修理等の経歴を常に把握し、（公社）船橋法人会からの指示があったときは、すべての情報を速やかに報告すること。
2. 高速カラー印刷機の設置及び撤去について
   1. 印刷機の搬入、設置は、双方協議の上、期日等を決定するものとする。
   2. 本契約の満了または設置業者の都合により本契約を解除し、機械を搬出する場合、

設置業者はそれらに要する費用を負担し、設置前の原状に復旧すること。

1. 高速カラー印刷機の参考機種について

高速カラー印刷機の導入については、これまで外注していた印刷物を組合内で印刷することによる印刷経費の削減やカラーコピー使用料の削減、高速印刷による作業時間の短縮による執務時間の有効活用などを図るため、上記記載の仕様を満たす必要がある。

よって、上記の仕様を満たすことができる印刷機の参考機種については、理想科学工業

「ORPHIS FT5231」またはこれと同等以上のものとする